

川監委発第171号

令和元年12月25日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 三上喜久蔵様
川越市教育委員会
教育長 新保正俊様

川越市監査委員 牛窪佐千夫
同 石川隆二
同 山木綾子
同 大泉一夫

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 監査の対象

市民部

古谷市民センター、南古谷市民センター、高階市民センター
こども未来部

児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館、
子育て支援センター

保健医療部

ふれあい歯科診療所

都市計画部

公園管理事務所

建設部

道路管理事務所

教育総務部

古谷公民館、南古谷公民館、高階公民館

第2 監査の期間

令和元年10月4日から12月25日まで

第3 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の検査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の状況 ②施設の利用状況

2 安全対策について

着眼点 ①来所者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況

3 備品等の管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

4 郵便切手の管理について

着眼点 ①郵便切手の管理、受払簿の整備状況

5 現金の管理について

着眼点 ①取扱い現金の内容 ②現金取扱員の任命手続きの状況

③現金等の保管・納入・管理状況

6 情報の管理について

着眼点 ①特定個人情報の管理状況

第4 監査を執行した監査委員

牛窪佐千夫、石川隆二、山木綾子、大泉一夫

第5 監査の結果

監査対象となった各施設における施設管理等は、おおむね適正に執行されていた。

ただし、道路管理事務所において、車両用燃料給油カードが所長席後方の壁面に誰でも持ち出せる状態で吊るされていた。同カードは不正に取得した第三者が使用することも想定されるため、公金等取扱い基本マニュアルに準じて適正に保管・管理するよう要望する。